	自らの判断により行ったもの	
参考事項		
［注１・２　略］ ［削る］		
３　「ＳＩＭロックを解除した数」の項については、電気通信事業者が利用者から譲り受けることにより入手した移動端末設備に係るものは含めないものとする。 ４～７　［略］		

参考事項	
［注１・２　同左］ ３　「ＳＩＭロックの解除に対応しているもの」の項については、電気通信事業者が利用者の求めに応じＳＩＭロックを解除することとしているものを記載すること。 ４　「ＳＩＭロックを解除した数」の項については、報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じＳＩＭロックを解除した数を記載すること。 ５～８　［同左］	

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が令和元年七月一日以降である報告から適用する。ただし、新報告規則様式第三十は、報告期限が同年十月一日以降である報告から適用する。

２　この省令の施行の際現に電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供している電気通信事業者は、平成三十一年三月末の中古の移動端末設備の代替機等での利用台数及び在庫台数について、令和二年六月末までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

○財務省令第十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号。次条において「日本銀行出納規則」という。）」を「日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十七号。次条において「日本銀行出納告示」という。）」に改める。

第四十六条中「日本銀行出納規則」を「日本銀行出納告示」に改める。

第五十条第二項中「財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）別紙第十二号書式」を「財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第十号書式」に改める。

（財政融資資金預託金取扱規則の一部改正）

第二条　財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号。以下「出納規則」という。）」を「財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号。以下「出納告示」という。）」に改める。

第二条第一項中「別表第一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第四条の二中「別表第一号の二書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第八条第一項中「別表第二号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第八条の二第一項中「別表第二号書式」を「前条の財務大臣が別に定める書式」に改める。

第十条中「別表第三号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第十二条第一項中「出納規則」を「出納告示」に改める。

第十五条第一項中「別表第三号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十六条中「別表第四号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第十八条第一項中「別表第五号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第十九条第一項中「別表第五号の二書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第二十条第二項中「別表第五号の三書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第二十三条第一項中「別表第六号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第二十五条第一項中「別表第七号書式」を「財務大臣が別に定める書式」に改める。

第二十六条中「出納規則別紙第十一号書式」を「出納告示別紙第九号書式」に、「出納規則別紙第十二号書式」を「出納告示別紙第十号書式」に改める。

第二十七条中「出納規則別紙第十三号書式」を「出納告示別紙第十一号書式」に改める。

第二十九条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格等」を「日本産業規格等」に改める。

別表第一号書式から別紙までを削る。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第三条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）」を「財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）」に改める。

（財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第四条　財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別紙第一号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第六条第一項中「別紙第二号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第七条の三第二項及び第七条の四第一項中「別紙第三号書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。

第十九条の二第一項中「別紙第三号の二書式の」を「財務大臣が別に定める書式による」に改める。